

質問回答

「セントルシア国ショゼール漁港改善計画準備調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」

(公示日:2020年8月19日/公示番号:20a00024)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第1章 10.入札書 (3), (5) (入札説明書 6 ページ) 別添様式集 別添様式 1-1 (入札説明書 52 ページ)	第1章 10.入札書の(3)には「入札価格の評価は、(中略)業務実施に対する総価(消費税込)をもって行います」と記載されている一方、同(5)では「入札価格(消費税を除く。)は、千円単位とします」と記載されています。また、別添様式 1-1 の入札書では、消費税を含む金額を記載する様式になっております。入札時および価格評価時の消費税の取り扱いについてご教示ください。	業務実施に必要な経費を積算し、入札価格を設定する際には、消費税を乗じる以前の合計金額(すなわち、税抜き価格の合計金額)においては、千円未満の端数を切り捨て、千円単位としてください。 入札の際には、この金額に消費税を乗じた消費税込みの価格を入札書に記載してください。
2	第2章 1.1. 事業の背景 (入札説明書 12 ページ) 第2章 4.(1) インセプション・レポートの作成(入札説明書 20 ページ)	第2章 1.1.事業の背景では、「当国政府は、我が国に対し、ショゼール漁港の機能改善に係る協力を要請した」と記載されています。また、第2章 4.(1)では、「要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する」と記載されています。上記 2 か所の記載より、「セ」国政府より発出された要請書をご提供いただきたくお願いいたします。	当該要請は、先方政府から同国を管轄している日本大使館等へ口頭でなされています。従って、2章 4.(1)の記述にある「要請書」は「要請内容」の誤りですので、訂正いたします。 なお、無償資金協力事業の正式要請書は本調査の過程で取り付けることとなります。
3	第2章 1.(2).概要(入札説明書 13 ページ) 第2章 3.(6)モニタリング期間の設置(入札説明書 16 ページ)	第2章 1.(2)には、「1年に1回程度堆砂状況をモニタリングした上で」と記載されており、また第2章 3.(6)では「最長3年間(毎年1回程度堆砂状況を確認)」と記載されています。一方、配布資料①基礎情報収集・確認調査ファイナ	モニタリングは1年に1回観測結果の検証を行い、補正工事を実施するかどうか判断することを想定していますが、具体的な観測の頻度については、協力準備調査の中で進行速度なども踏まえて適切かつ経済的な頻

		ルレポートでは、年 4 回のモニタリングが提案されております。モニタリングの頻度につき、貴機構のお考えをご教示ください。	度及び期間を検討し、計画策定を行います。
4	第 2 章 3.(12).環境社会配慮(入札説明書 18 ページ)	本事業は貴機構の環境社会配慮ガイドラインに照らしてカテゴリ B に区分されております。カテゴリ B に区分された根拠資料をご提供いただけますでしょうか。	「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)に基づき判断しています。同ガイドラインをご覧ください(JICA Web ページに掲載)。
5	第 2 章 4.(10).相手国政府負担事項の確認(入札説明書 24 ページ)	ドラフト説明時に相手国政府と合意すべき相手国政府負担事項として、環境影響評価(EIA)取得について言及がありません。本事業の実施にあたっては EIA の取得は不要であると理解してよろしいでしょうか。	EIA の取得が必要となる可能性はあります。ご指摘の箇所に記載のとおり、調査の中で記載された項目以外の相手国負担事項がないかを確認し、必要項目すべてについて調査を実施することとなっています。
6	第 3 章 2.(3).各業務従事者の評価に際しての類似業務/対象国/語学力(入札説明書 34 ページ) 第 2 章 9.(2).在外公館への表敬・報告書説明について(入札説明書 29 ページ)	第 3 章 2.(3).では、「業務管理グループ(副業務主任)は想定していません」とされていますが、業務管理グループとしての提案は認めていただけないということでしょうか。第 2 章 9.(2).によると、在トリニダード・トバゴ大使館への表敬・説明は業務主任者のみに限定されております。この間に、例えばセントルシア国内で署名が必要な状況になったとしても、業務管理グループとしての提案を認めていただければ円滑な対応が可能になると考えております。	第 3 章 2.(3).に記載したとおり、業務管理グループ(副業務主任)は認めません。現地派遣時の役割分担等については柔軟に対応します。
7	第 3 章 2.(6).1).配布(貸与)資料(入札説明書 35 ページ)	環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領につき、2011 年 6 月版が最新版という認識でお間違いないでしょうか。	2019 年 11 月版が最新版ですので修正いたします。
8	第 2 章 10.(1).無償資金協力事業の実施体制(入札説明書 29 ページ)	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2017 年 4 月)」と記載されて	最新版に準拠して作成願います。

		おりますが、同ガイドラインの最新版(2019年4月)に準拠して作成してよろしいですか。	
9	入札説明書全体	<p>①入札説明書には見積り作成時に使用する為替レートが指定されていないようです。使用するレートをご教示ください。</p> <p>②見積りのレートと精算時のレートによって生じる為替差損は補填いただけますか。また、補填いただける場合には、契約交渉において、見積り作成時に設定したレートを提示させていただくことでよろしいでしょうか。</p>	<p>一般競争入札(総合評価落札方式)では、弊機構は、為替レートの設定を行っておりません。また、為替差損の補填は行いません。</p> <p>この条件をもとに、貴社のご判断で、適切な為替レートの設定をお願い致します。</p>
10	<p>第2章5.業務の工程(入札説明書の27ページ)</p> <p>第2章3.(5).事業の効果を測定するための年間の堆砂量の把握(入札説明書15ページ)</p> <p>第2章4.(4).堆砂量の測定調査(浚渫及びモニタリングの実施)</p>	<p>第2章5.(5).「2021年3月中旬に概要資料(和文)を提出」より、貴機構としては5月閣議を想定されていらっしゃるものと推察します。</p> <p>第2章3.(5).および同4.(4).には、1回目の浚渫から3か月程度あけて2回目の浚渫を行うことが明記されていますが、スケジュールを考慮すると、1回目と2回目の浚渫の間の期間は最大2.5か月程度しか確保できないと思われます。このため、1回目の測量開始を10月中旬、浚渫作業開始を11月上旬としてスケジュールで提案しても差し支えないでしょうか。</p>	<p>貴社で適切と考えるスケジュールをご提案ください。実際の調査スケジュールは契約交渉時に調整した上で確定させていただきます。</p>
11	<p>第2章3.(5).事業の効果を測定するための年間の堆砂量の把握(入札説明書15ページ)</p>	<p>「浚渫土の廃棄場所は上記業者が使用している土地があり、その場所を継続して政府が借り上げることを想定」と記載されています。現在、民間業者が行っている浚渫は最大でも数百m³と小規模であることから既存防砂堤の北側に仮置きし国内向けの建設資材として販売してい</p>	<p>現時点で、先方政府からは、現地で浚渫を行っている業者が現地とは別の近隣の場所に土地を有しているため、同土地を借り上げることを想定しているとの情報を得ており、先方政府が必要な廃棄場所を用意することになります。プロポーザルには、必要な廃棄</p>

		<p>るのに対し、本調査では計 6,000m³ の浚渫が計画されており十分な廃棄場所が必要と思われます。具体的に貴機構が想定されている廃棄場所および広さをご教示願います。</p>	<p>場所の必要面積や諸条件等を記載してください。</p>
12	<p>第 2 章 3.(5).事業の効果を測定するための年間の堆砂量の把握(入札説明書 15 ページ) 第 2 章 4.(4).堆砂量の測定調査(浚渫及びモニタリングの実施)(入札説明書 20 ページ)</p>	<p>第 2 章 3.(5).では「浚渫土の廃棄場所は上記業者が使用している土地があり、その場所を継続して政府が借り上げることを想定」と記載されており、第 2 章 4.(4).では、「浚渫の実施にあたっては、土砂の廃棄方法及び場所について環境や社会への影響に十分留意する」ことが明記されております。</p> <p>本調査の実施にあたっては、浚渫作業のスケジュールに留意することが必要と考えています。本調査開始時に十分な浚渫土砂の廃棄場所が確保されていなければ調査期間への影響が懸念されます。このため、10 月上旬までには先方政府を通じて廃棄場所を確保していただきたいのですが、可能でしょうか。</p>	<p>調査開始までには廃棄場所について確保するよう先方政府に求めています。</p>
13	<p>第 2 章 1.(2).概要(入札説明書 13 ページ)</p>	<p>基礎情報収集・確認調査の結果、浚渫作業が提案されておりました。また、同調査 DFR 時のミニッツでは、セントルシア国が維持浚渫を行うための浚渫用機械についても言及されております。それら項目について、入札説明書第 2 章 1.(2).ではコンポーネントから除外されており、一方、基礎情報収集・確認調査では提案されていなかった「浚渫用機材用の倉庫及びワークショップ」が追加されています。これらの点について貴機構のお考えをご教示ください。</p>	<p>入札説明書第 2 章 1.(2).には、③として浚渫用機材が記載されています。一方、浚渫用機材を実施機関向けに整備する場合には、持続性の観点から維持管理及び修理の在り方について検討する必要があり、同観点よりこれらを追加しています。同施設を含めるかどうかは現地調査で明らかにすることになります。</p>

14	第2章 5.業務の工程(入札説明書 27 ページ)	<p>新型コロナウイルスに伴う渡航制限として、現在、セントルシア国では、政府の認定を受けたホテル以外には宿泊できず、いずれも貴機構の指定の宿泊料より高額と思われます。認定ホテルの宿泊料について、応札額を検討するにあたりどのように考慮すべきでしょうか。また、現地調査時に認定ホテルに宿泊せざるを得ない場合は、貴機構より精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>頂いた情報を基に、今後、セントルシアにおける宿泊料単価の特例対応の要否及び特例対応が必要な場合の単価を検討します。</p> <p>ただし、検討には時間を要しますので、一般入札の応札額の積算に当たっては、弊機構の単価で積算願います。</p> <p>宿泊料単価の特例対応の必要性が確認できた際に、変更契約により、宿泊料単価を見直す旨の打合簿を契約に合わせて取り交すことを想定しています。</p>
15	第2章 3.(7).現地企業活用型の検討(入札説明書 16 ページ)	<p>①本項で言及されている「現地企業」とは現地のコントラクター(現地コンサルタントは含まない)という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②「現地企業活用型のスキームを活用することを検討する」や「現地企業の活用の可能性について検討する」と記載されている一方、「現地企業の活用を前提に検討する」とも記載されています。現時点では、対策工の建設工事及び機材調達にあたり、本邦および現地コントラクターの両方の可能性を想定されていらっしゃるのでしょうか。あるいは、本邦コントラクターの活用は想定されていらっしゃるのでしょうか。貴機構のお考えをご教示ください。</p>	<p>①現地のコントラクターです。現地コンサルタントは含みません。</p> <p>②現地企業の活用を前提に調査及び検討を進めることを考えていますが、その結果、本邦コントラクターの活用となる可能性も排除していません。</p>
16	第2章 4.(9).1.現地企業、現地コンサルタント、調達事情に係る調査(入札説明書 22、23 ページ)	<p>入札説明書第2章 4.(9).1.では、現地コンサルタントにかかる調査を行うよう明記されております。また、同「ケ」において「現地企業の技術</p>	<p>業務仕様書の14. その他の留意事項(1)に記載の通り、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理</p>

		<p>レベル・施工管理(監理)能力等から、円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合」と記載されております。無償案件の「施工監理」は本邦コンサルタントが行うものであると認識しておりますが、コンサルタントについても入札説明書第 2 章 3.(7).に記載のような現地企業活用型を想定されているのでしょうか。貴機構のお考えをご教示ください。</p>	<p>を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定しています。ただし、本調査の中で現地コンサルタントについても情報収集を行うことを想定しています。</p>
--	--	---	---

以上